

契約規格が廃盤になった場合について

1. 年度途中で、メーカー規格の廃盤により契約規格の納入ができない場合
 - (1) 契約規格と同等品以上の代替品を納入すること。
 - (2) 代替品については、事前に物品管理室長に申請書を提出し、承認を受けること。
 - (3) 契約単価は変更しないこととする。